

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。子どもたちのゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法等及び義務標準法の改正により、小学校に続き中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。このことで、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもたちのゆたかな学びを保障する条件整備が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- １．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。
- ２．よりきめ細やかな教育を実施するために３０人以下学級等、さらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- ３．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月18日

福岡県小郡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣